

平成 14 年度京都市公共事業再評価

対 応 方 針

平成 1 4 年 1 0 月

京 都 市

平成 1 4 年 1 0 月 3 1 日
京 都 市

平成 1 4 年度公共事業再評価について，京都市公共事業再評価委員会の意見を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

記

1 事業全体について

(1) 再評価を行った事業のフォローアップについて

過年度に再評価を行い，事業を継続すると決定したものについては，事業効果の早期発現を図るため，予算配分に配慮すべきである。しかし，本市の極めて厳しい財政状況を勘案し，継続事業の重要性，緊急性等を考慮したうえで，優先順位が高いと認められるものについては，予算の重点配分を行うことにより，事業の進捗を図り，早期完成に努める。

(2) 土地区画整理事業について

今後の土地区画整理事業によるまちづくりのあり方については，基盤整備に加えて，京都市都市計画マスタープランに基づくまちづくりの考え方を，地区住民に対し積極的に示し，地区計画制度の活用など，住民本位のまちづくりが実現できるような方策を提案していく。

また，土地区画整理事業の全体の費用便益分析については，事業ごとの進捗状況を勘案し実施する。

さらに，土地区画整理事業としての財務上の指標を用いた評価に関しては，国及び他都市の動向を調査しつつ研究する。

(3) 河川事業について

河川事業における河道改修は，原則的に下流から実施する必要がある，流域全体の浸水被害の抜本的な解消には時間を要することが多い。そのため，流域全体を視野に入れた河川改修計画のなかで，河道改修のみならず，事業効果の高い治水施設も併せて整備を行うことを検討する。また，浸水被害の軽減や環境整備の促進などさまざまな要素について検討し，限られた予算の中で事業効果の高い河川への重点投資に努める。

(4) 街路事業について

街路事業の推進に当たっては，計画決定している路線の整備プログラムを検討し，その優先性を明確にした上でそれに応じた予算配分に努める。

また，事業完了後の事業地周辺の環境への影響と必要な措置を検討する。

さらに，評価に使う「事業調書」の内容構成については，費用便益分析やその他所定の項目に入らない事業のメリット，デメリットを検討し，わかり易い調書の作成に努める。

(5) 事業評価のための基礎資料について

再評価で用いる事業調書や客観的評価指標については，事業の概要，必要性，効果等を示す基礎資料であり重要なものである。したがって，これらの基礎資料を作成するに当たっては，適正なデータを用い，事業の特性が的確に反映された資料となるよう努める。

また，数値等の基礎データの照査及び使用する資料の適否判断に関して，チェック体制の強化を図り適正な資料の作成に努める。

2 個別事業について

公共事業再評価の対象となった9事業についての対応方針は，別紙のとおり，事業継続とし，事業の促進に努める。

さらに、個別に意見を付された以下の事業については、次のとおり適切に対処していく。

(1) 土地区画整理事業 洛北第三地区

土地区画整理事業において財務収支は事業が成立するための重要な要件である。「洛北第三地区」については、現在の経済情勢下における財務収支を検証するとともに、今後の事業のあり方について検討を行っていく。

(2) 街路事業 伏見向日町線，中山石見線

「伏見向日町線」，「中山石見線」の2路線については、府域で整備されている外環状線と連携して、国道1号，国道171号と国道9号を連絡する幹線道路網を形成するものであり、当面の間、当該路線が京都第二外環状道路，名神高速道路のインターチェンジと国道9号を結ぶ主要道路となることから、事業地周辺の環境への影響と必要な措置を検討しつつ、残りの用地についても早急に確保し、事業の早期完成に努める。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業 東九条地区

東九条地区における老朽住宅の密集，公共施設の不足などを解消し，防災性の向上や福祉の充実を目的として住環境整備を実施する本事業については，用地買収が難航し事業に遅れが生じていたが，コミュニティ住宅の建設が進んできている中で，地域住民のまちづくりに対する参加意識が高まり，事業の進捗が見込める状況になっている。

今後は，事業に着手した当時とは，人口の減少等で地域の状況が変化していることから，今年度中に事業計画の変更を行い，地域住民やまちづくり組織とも協力，連携しながら，積極的な事業展開を図っていく。

平成14年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
土地 整理 事業	1	補	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5		10	「事業継続」
	2	補	西野山川	延長 L= 635m	H5		10	「事業継続」
河川 事業	3	補	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L= 560m	H5		10	「事業継続」
	4	補	善峰川	延長 L= 880m	S63		15	「事業継続」
街路 事業	5	補	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W= 32m	H5		10	「事業継続」
	6	補	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W= 25m	H5		10	「事業継続」
	7	単	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L= 632m 幅員 W= 15m	H5		10	「事業継続」
	8	補	鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L= 512m 幅員 W= 22.5 ~ 39.0m	H5		10	「事業継続」
密集 住宅 街地 整備 促進 事業	9	補	東九条地区	不良住宅の密集地域 における住環境整備 面積 A= 9.0ha	H5		10	「事業継続」

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。